丸森町姉妹都市交流協会規約

(目 的)

第1条 姉妹都市(友好都市を含む。以下「姉妹都市等」という。)との交流を通じて、 教育・文化・スポーツ等の交流を行い、国外・国内を問わず相互の友好を深め、もっ て姉妹都市等との親善友好を図るとともに、丸森町のまちづくり推進に寄与する。

(名 称)

第2条 本会は、丸森町姉妹都市交流協会という。

(事業)

- 第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 訪問団体の相互交流
- (2) 教育・文化・スポーツ等の相互交流
- (3) 姉妹都市等との交流
- (4) 国際理解を深めるための事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(会 員)

- 第4条 本会は、第1条の目的に賛同する次の会員をもって構成する。
- (1) 個人会員
- (2) 法人会員
- 2 前項の場合において、第 14 条第 2 項の会費を納入した年度後、3 年以上継続して 未納したものは、会員の資格を喪失したものとみなすことができる。

(役 員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 15名以内
- (4) 監事 2名
- 2 本会に顧問を置くことができる。

(役員の選任)

- 第6条 本会の理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。
- 2 会長及び副会長は、理事の互選とし、総会の承認を得るものとする。
- 3 顧問は、総会において推戴する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し会務を処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

(会 議)

- 第9条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 総会は、代議員をもって構成し、過半数の出席(委任状出席を含む。)をもって成立するものとする。
- 4 会議は、全て過半数をもって決定するものとする。可否同数の場合は、議長が決定する。

(代議員)

- 第10条 代議員は、別表に掲げる地区ごとに、会員数が10名以下の地区にあっては1名、10名を超え20名以下の地区にあっては2名、20名を超える地区にあっては3名とする。
- 2 代議員の任期等は、第8条各項の規定を準用する。

(総 会)

- 第11条 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 規約の制定改廃に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) その他会務運営に関する重要事項
- 2 総会は、年1回開催する。ただし、会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(理事会)

- 第12条 理事会は、会長、副会長及び理事で組織し、次の事項を審議する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない事項の執行に関すること。

(事務局)

- 第13条 本会の事務局は、丸森町役場企画財政課内に置く。
- 2 事務局に、事務局長・庶務及び会計若干名を置く。
- 3 事務局職員は、会長が委嘱する。

(会 計)

- 第14条 本会の事業運営に関する経費は、次に掲げるものをもって充てる。
- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入
- 2 会費の金額は、次のとおりとする。
 - (1) 個人会員
- 2,000円
- (2) 法人会員
- 8,000円
- 3 本会の会計年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に 諮って定める。

附則

この規約は、議決の日から施行する。(平成6年5月20日施行)

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年5月30日から施行する。

(みなし規定)

2 この規約の施行の際に従前の特別会員である者は、この規約の施行の日に個人会員とみなす。

(経過措置)

3 平成13年度以前分の会費の金額は、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この規約は、平成19年5月22日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成20年5月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成23年6月7日から施行する。

別表(第10条関係)

丸森地区、金山地区、筆甫地区、大内地区、小斎地区、舘矢間地区、大張地区、 耕野地区、町外会員、法人会員